

議案第64号

守口市水道条例の一部を改正する条例案

守口市水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市水道条例の一部を改正する条例

(守口市水道条例の一部改正)

第1条 守口市水道条例（昭和36年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第8条の2—第20条）

第3章 給水（第21条—第25条）

第4章 料金、水道利用加入金及び手数料（第26条—第37条）

第5章 雑則（第38条—第41条）

第6章 貯水槽水道（第42条・第43条）

第7章 補則（第44条）

第14条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額」に改める。

第15条第2項中「還付しまたは」を「還付し、又は」に改める。

第17条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改める。

第18条第3項中「還付しまたは」を「還付し、又は」に改める。

第19条中「または」を「又は」に改める。

第21条第1項中「または」を「又は」に、「制限または」を「制限し、又は」に改め、同条第2項中「制限または」を「制限し、又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第22条第3項中「もとに」を「下に」に改め、同条第4項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第24条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「立会」を「立会い」に改める。

第25条第1項中「または」を「又は」に、「行ない」を「行い」に改める。

第27条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費

税に相当する額を加えて得た額」に改める。

第28条第1項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第30条を削る。

第31条中「メーター点検例日から次の点検例日」を「メーターの点検の定例日から次の点検の定例日」に、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額」に改め、同条を第30条とする。

第32条第2項中「または」を「又は」に、「届け出」を「届出」に改め、同条を第31条とする。

第33条第1項中「届け出」を「届出」に改め、同条第2項中「給水装置を無届けで」を「届出をせずに給水装置を」に改め、同条を第32条とする。

第34条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第33条とする。

第35条中「または」を「又は」に改め、同条を第34条とする。

第35条の2第1項中「100分の105を乗じて得た額を徴収する」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする」に改め、同条を第35条とする。

第36条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額」に改める。

第37条の見出しを「(料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)」に改め、同条第1項中「軽減または」を「軽減し、又は」に改め、同条第2項中「給水の制限または」を「給水を制限し、又は」に改める。

第39条中「次の各号の一に」を「水道使用者等が次の各号のいずれかに」に改め、「停止し、」の次に「及び」を加え、同条第1号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「または、」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「手続き」を「手続」に、「行ない、または、」を「行い、又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「汚染の」を「汚染する」に、「または」を「又は」に、「使用す

る場合等において、警告を発しても」を「使用し、管理者が警告を発したにもかかわらず」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第5号中「らん用し、または、」を「濫用し、又は」に、「とき」を「とき。」に改める。

第41条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改める。

第43条第2項中「前項に定める簡易専用水道」を「簡易専用水道」に改める。

第2条 守口市水道条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「メーター」の次に「又は水道使用者等が設置した水道メーター（以下「子メーター」という。）であつて、管理者が別に定める基準に適合すると認めるもの（以下「特定子メーター」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 メーター及び特定子メーターは、管理者が定める位置に設置するものとする。

第22条に次の1項を加える。

5 水道使用者等は、第28条第1項に規定する点検を行うことができるよう、メーター又は特定子メーターの周囲の状況に留意するよう努めなければならない。

第28条第1項及び第29条第1号中「メーター」の次に「又は特定子メーター」を加える。

第30条中「メーター」の次に「及び特定子メーター」を加える。

第35条第2項中「子メーターがあるときは子メーターの口径により、子メーターがないときは各戸の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸ごとに計算した加入金の合計額」を「各戸にメーター又は子メーターを設置する場合は当該メーター又は子メーターの口径に応じ前条第1号に定める金額の合計額とし、各戸にメーター又は子メーターを設置しない場合は各戸の引込管の口径をメーター口径とみなして同号を適用することにより定まる金額の合計額とする。」に改め、同条第3項中「給水工事の申し込みの際」を「給水装置の新設工事又は増径工事の申込みからしゅん工までの間」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。